鳥取市議会福祉保健委員会会議録

| 会議年月日 | 77414平14月43 | | | | | |
|---------|-------------------------|--|---------|--|---|--------------------------------------|
| | 令和4年12月23日(金剛 | | | | | |
| 開 会 2 | 午後 1 時 28 分 | | 閉 | 会 | 午後4時 | 32 分 |
| 場所可 | 市役所本庁舎7階 | 第1 | 委員会 | 室 | | |
| (8名) | 委 員 長 副 委 員 長 委 員 | 星見 秋山 玉木 岩永 | | | 口 明子 坂 寛夫 | |
| 欠席委員 | なし | | | | | |
| 委員外議員 | なし | | | | | |
| 事務局職員 | 庶務係主幹 | 石田久 | .美子 | 議事係主 | 任 萩原真 | 智子 |
| . 由地 是 | 【福祉部】 ・ | 竹山松增田枡藏光 橋入梶片竹雁小山 平松間根田田川谷増浪 本江 山内長野田 野田 | 浩竜晶知一悦 | 次長兼地域福祉課籍を開始を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | 摄長羆旌佐佐 摄摄摄長佐佐巖佐 長山橋鈴太田藤 山森平長加竹藤河 小形本木田中本 下田戸井藤内木本 林 | 孝 信直嘉 宣誠由 る 尚秀 俊、健史渉聡一美宏 之一美大つ大子樹 樹哲 |
| 傍 聴 者 ; | 3人 | | | | | |
| | 別紙のとおり | | | | | |

午後1時28分 開会

【市立病院】

◆星見健蔵委員長 ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、市立病院の議案審査、続いて福祉部の議案審査、最後に健康こども部の議案審査、陳情審査という流れとしておりますのでよろしくお願いします。

それでは市立病院の議案審査に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をいただきたいと思います。平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 はい。皆様お疲れさまでございます。一般質問も午前中で取りあえず終了ということで、皆さんやれやれと思われているんじゃないかなと思います。ここからは議案第151号ということで、今週の月曜日ですか、一応御説明させていただきましたが、このたび市立病院のほうから電気代及びガス代の補正予算ということで8,377万4,000円ですか、上げさせていただいております。説明はこの前の月曜日に行ったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第 151 号令和4年度鳥取市病院事業会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)

- ◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明につきましては前回の委員会で既にいた だいております。それでは議案第 151 号令和 4 年度鳥取市病院事業会計補正予算の質疑を行い ます。本案について委員の皆様から質疑ございますか。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 はい。電気代とガス代の補正ということでありますが、市立病院改革プランで、エアコン等全て見直しされて経費節減に取り組まれた経過がございます。それで、このたびのこの補正と、まず、改革プランで取り組まれたエアコン等の整備についての評価をお聞きしたいと。
- **◆星見健蔵委員長** 波多野室長。
- **○波多野 哲経営改革室長** はい。改革プランで行ったESCO事業のことだとは思いますが、これについては、はい。すみません。ESCO事業のほうですけども、まず、熱源が古くなっていまして、その熱源の更新をESCO事業ということで省エネルギーをしたことによっての持ち出しないような形での更新をさせてもらいました。その中で、効果的なところでいきますと、ちょっと金額面では押さえてないですけども、エネルギー量としては令和2年では1万4、133 ジュール年間削減しましたし、 CO_2 の削減も881 トンという形で削減をしております。それで、費用面に関しては、今まで使っていましたエネルギーを削減しまして大体94%という形で6%ほどの減少を図っております。
- **◆星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 今回の値上げ、補正ですね、それをせざるを得なかったということですか。 結局カバーできなかったということになるわけですか。
- **◆星見健蔵委員長** 波多野室長。

- **○波多野 哲経営改革室長** はい。経営改革室の波多野です。はい。そうですね、そこで削減した分以上のやっぱり値上がりというものがありましたので、そこではまずできなかったということと、それ以外にもほかの省エネ対策ということでLED化とか、いろいろ手は尽くしてきたのですが、そこでも賄い切れなかったというのが実態であります。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 見込額で、10 月までの実績と3月までの見込みということなんですが、電力と それからガスとそれぞれ10 月までの実績と、引けばいいのであれですけど、10 月までの実績 を教えてください。
- ◆星見健蔵委員長 波多野室長。
- **○波多野 哲経営改革室長** はい。経営改革室の波多野です。まず、電力の実績ですが、10月まででいきますと約7,300万ほどになっております。それで、ガスのほうが1,300万ほどの料金が発生しております。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 以前に、私、6月議会、9月議会かな、質問でこの市立病院の電力使用料とガス使用料の実績とそれから見込みを資料いただいたことがありました。そのときよりもさらに実績の部分もですし、見込みの部分も増えているっていうことで、本当に大変な値上がりの状況なんだなということが分かりました。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。すみません。未収金の内訳ってどういう中身なんですか。12 億円、12 億。そういう質問駄目ですかね。未収金。補正予算についてだけですか。
- ◆星見健蔵委員長 補正予算の審議です。はい。
- ◆玉木裕一委員 ですよね、でもね、これもね。
- ◆星見健蔵委員長 はい。8,377 万 4,000 円の審議です。
- ◆玉木裕一委員 それだけについてですか。この貸借対照表全部じゃなくって。失礼しました。 はい。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 それでは質疑なしと認め質疑を終結します。

討論ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第 151 号令和 4 年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。 それではこれで市立病院を終了します。市立病院の皆様、ありがとうございました。

【福祉部】

- ◆星見健蔵委員長 それでは引き続き福祉部に入ります。 議案審査に入ります前に、竹間福祉部長より御挨拶いただきたいと思います。竹間部長。
- ○竹間恭子福祉部長 はい。福祉部の竹間です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。本日の案件は12月19日の福祉保健委員会で御説明させていただきました一般会計の補正予算のうち、福祉部の所管に属する部分、そして、国民健康保険費、介護保険費、後期高齢者医療費、それぞれ3つの特別会計の補正予算となっております。本日は御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 9 号) のうち所管に属する部分 (質疑・ 討論・採決)

- ◆星見健蔵委員長 はい、それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 事業別概要 28 ページの下段です。補装具が令和3年度に入ってこなかったために、4年度当初に請求が集中したということで増額補正ということです。新型コロナウイルスの影響でというふうになっているんですが、どういう部品がどこから入ってくることになっとったのかなって、外国なんだろうかなというふうに思って、それで、そういう装具が入ってくるのが遅くなると、申請された利用者の方のいろんな御不便が生じたんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺がどうだったのかということ、それからこういうふうに部品が入ってこないために遅れるというような状況は引き続き起きているのかどうなのかっていうようなところとを教えてください。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。補装具の事業について御質問をいただきました。まず、1点目ですけども、令和3年度に補装具の支給が遅れたということについて、どのような部品が、どこから入ってくる部品とか、その状況をということの御質問、まずお答えしたいと思います。まず、遅れました補装具の具体的な内容としましては、多いものとしては座位保持装置って言いまして、体幹不自由の方などが座るために補助するような、オーダーメードが基本になっている補装具なんですが、そういったものでありますとか、あと、車椅子ですね。車椅子も電動のものとかも含めてなんですが、これも一般の市販されているようなものではなくて、オーダーメードで作ったりというようなものになります。それで、これらの部品とかがどこから入ってくるものでどの部品が遅れたのかというところまでは承知しておりませんが、これらの補装具が特に支給が遅れているようなものでして、そこで使われる金属等の特殊な部品なのかなというふうに想像しておりますが、そのような形で考えております。あと、こういった遅れる状況が今も続いているのかという点につきましてでございますが、今は供給は通常どおり行われておりまして、昨年度、コロナの影響があったときのような

ことはなくて、通常に戻ってきております。以上でございます。

- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 利用者、申請者の方というか、に不都合というか、御迷惑をかけたりというようなことはどういうふうに対処されたんでしょうか。特別そういう苦情とかはなかったんでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。特別この遅れた点について 苦情等は入ってきておりませんが、もともとそのオーダーメードということで通常のときであ りましても物によっては1か月程度で入ってくるものもございますけども、1年かかったりと いうようなものもありまして、その間、業者のほうで既製品の代替のものを支給されたりとい うようなことでなるべく御不便ないようにということで対応はされていると思いますけども、 どうしてもオーダーメードというものは通常から時間かかったりということがございます。以 上でございます。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。分かりました。今、通常に戻っているということなので、令和5年の予算を考えるときには考えなくてもいいことなのか、これからまだ年度末まである状況を見るとその辺を考えた予算を組まないといけないのかというようなことはどうなんでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 田川課長。
- **〇田川新一障がい福祉課長** 障がい福祉課田川でございます。供給も通常に戻ってきております ので、特段予算を来年度考えないといけないとかいう状況までは生じないというふうに考えて おります。以上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 はい。事業別概要 29 ページの下段ですね、障害福祉サービス事業所等支援事業費、この中で 9 事業所が 9 サービスということで、これでコロナ禍、感染者の増加ということで 14 事業所 24 サービス。この内訳ですね。コロナ感染者、これは職員なのか、人件費等消毒液等の購入ということのようですけど、この 14 事業所で 14 サービスじゃなしに 24 ということになっていますが、この内容についてもうちょっと説明をお願いします。
- ◆星見健蔵委員長 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。失礼します。障がい福祉課田川でございます。まず、事業所の内容でございますけども、事業所の数としては14事業所でそれぞれの事業所で複数の事業を行っているものがございまして、例えば入所施設がございましたら、その中で入所のサービスのほかに生活介護というデイサービスであったりとか、短期入所というようなサービスを行っていたりというようなこともございますが、そのサービス単位で数えた場合がこの24サービスというようなことになりまして、事業所については14でございます。それで、そのサービスの内訳としましては施設入所のものが6、生活介護、デイサービスでございますが、これが8、短期入所が4、放課後等デイサービス事業が2、就労継続支援A型が1、同じく就労継続支援B型が2、共同生活援助が1ということで合計すると24サービスでございます。

内容としましては、既に申請いただいているところで状況見ますと、やはりコロナが発生しまして職員のほうに特別な人件費がかかったりということで、まさに掛かり増しの人件費であったりとか、あとは入所者で陽性者の方を対応するというような状況で、自宅に帰ることができないというようなことでの宿泊費であったりとか、そういったところが経費として上がってきております。それで、今後また新たに、新たにといいますか、今後申請いただいたりというようなところがまだほとんどでございまして、そういったことについてはまた申請書を具体的に見てということで状況を把握する形になりますが、今、出ているものについてはそういった状況でございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

- ◆寺坂寛夫委員 はい。今現在までがこれだという格好で補正。当然3月末決算でまた可能性があるということですね。ちょっと考えたのが265万4,000、9事業所でコロナ禍が当初からずっともう3年続いているわけでしてね、それが増えたというのは、14事業所ぐらいの当初予算ぐらいはある程度計上すればと思ったんですけど、どうなるか分からんで。分かりました。その辺は決算でまたやられるということだったらいいですけど。はい。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 すみません。私も29ページの今のところ、寺坂委員さんが質問されたところについて質問をしたいと思います。当初は9事業所からそれぞれ1サービス(計9サービス)での申請を想定していたがとあるんですが、じゃあ、この想定は何を基準に想定をされていたんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。特に基準というものはございませんが、市内の事業所の数等を勘案しまして、施設入所であれば1事業所であったりとか、デイサービス施設については事業所の数に応じて2とか、そういった数え方で見ておりまして、それぞれこの事業の種別ごとに補助の基準額が全く違うような形になっておりまして、例えば施設入所のものであれば基準額は100万を超えるようなものであったりというようなことであったり、就労のサービスであったら29万とかそういった金額であったりと、大きな開きがございまして、なかなかこの事業所で幾つというような見通しが立てにくいものでございましたが、いろんなサービスを組み合わせて、事業所の数等を勘案しながら9種類のサービスで9事業所というような想定で見込んでおりました。以上でございます。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 ありがとうございました。じゃあ、実際、事業所数は市内に何事業所あるんで しょうか。この事業の対象となる事業所は何施設ありますか。何事業所と言ったほうがいいん でしょうか、失礼しました。
- ◆星見健蔵委員長 田川課長。
- **〇田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。ちょっと数字がかなり大きなものになりまして、少しお時間いただけたらと思いますが、後ほどまたお答えをさせていただけたらと思います。

- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。分かりました。この国の、本当に新型コロナウイルス感染者の増加によって国が費用を出すという、このやつの事業の、本来こう申請が遅いですよね、もともとが。福祉の、私も実は児童館に務めていたもんですから、児童館に関わっても同じようなこの費用が来ますけれど、実際本当に国から下りてくるのが遅くて、本当に事業所にお知らせするというようなことから申請までの距離というのがね、大変短いという、こういう実感を持っておりましたので、とても大変な作業だと思いますけれど、本来予算であらかじめたくさん取っとくほうがいいんじゃないかなと思ったもんですから、改めて質問させていただいた次第です。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 私、ねんりんピックについてお尋ねしたいと思いますけど、令和6年という ことで10月19日~22日ということで決まっていますが、本市の役割と全体像、これ、こない だ説明があったと思うんですけどね、もうちょっとイメージできるように御説明をお願いした いと思います。
- **◆星見健蔵委員長** 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。すみません。長寿社会課橋本です。ねんりんピックについてのお尋ねです。ねんりんピック、全国健康福祉祭といいます。これの鳥取大会、2年後になります。令和6年10月19日土曜日から10月22日火曜日までの4日間ということになります。主催は鳥取県になりますので、それで、鳥取県内全市町村に各種目、割り振られています。それで鳥取市につきましては6種目ということになります。スポーツに関してが、テニス、それからゲートボール、サッカー、ボウリング、それから太極拳の5種目となります。併せまして文化交流大会ということで俳句です。俳句が1種目ございますので、合わせて6種目が鳥取市の担当ということになります。

市町村の役割ですけども、この6種目の運営が主になります。それと併せまして、おもてなしでありますとか、各競技会場におきまして健康イベントの開催が市町村には課せられております。ということで、おもてなしといいますと観光物産というような、中心となりますし、やはり高齢者の健康福祉祭ということですので、健康のイベントもするようにというふうになっております。ですので、そちらのいわゆるスポーツの全国大会というだけではなくて、そういうおもてなしだとか、健康部門、そちらのほうのPR等も含めて準備を行っていくというような役割を持っています。

以上です。

- **◆星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 本市に来訪される想定人数みたいのが分からないですか。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。まだ市町村別の細かい数字まではできてないんですけども、県全体でいきますと参加者見込数が約1万人、観客等も含めた延べの参加者想定は40万人ということになっておりますので、結構、国体級のという想定にはなっております。以上です。

- **◆星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 時間はあるんですけど、やっぱりオール鳥取市で対応するべきじゃないかと 思うんですが、考え方どうでしょう。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。ただいま長寿社会課のほうに専任職員2名配置していただきまして準備を始めたところでございます。当然おもてなしの関係で観光物産、それからスポーツの大会でもありますし、文化交流もあります。配置は2名ですけども、それぞれの庁内でも、経済観光部、それから教育委員会等々も兼務職員もおりますので、しっかりオール鳥取市で、民間の各団体も含めまして、しっかりPRしていきたいというふうに考えています。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 失礼いたします。障がい福祉課田川でございます。先ほど坂根委員さんのほうから御質問いただきました、市内の障害福祉サービスの事業所数について、お答えをさせていただけたらと思います。サービスの種別ごとに数えました延べの数になりますけども、市内で353サービスというようなことになります。以上でございます。
- ◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。はい、そのほか。秋山副委員長。
- ◆秋山智博副委員長 はい。26 ページ上段の介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進事業費についてです。私がこの事業明細に書いてある前後のことがあまり分かってないので、説明もあったかもしれないし、重複するかもしれないんですが、再度教えていただけたらと思ってです。まず、この在宅介護実態調査の内容と、内容といっても全部の項目は大変ですから主だった内容とか、それから調査される人数、それから先ほどの坂根委員と同じ意味合いですが、在宅介護の対象者となっとる人数はどれぐらいおられて、何人宛てに調査されるのかということ、まず初めに教えていただきたいと思います。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。在宅介護実態調査についてのお尋ねです。まず、調査の対象者になります。こちらは要介護・要支援の指定に認定を受けられている方になります。それで、そのうち、更新申請だとか、区分変更の申請を受けられる方の認定調査に行くタイミングで調査票をお配りするというような調査になっております。想定の配布数は約1,000件ということになっております。調査の内容になりますけども、すみません。調査票は各世帯の、ちょっとお待ちください。はい。要介護者のいわゆる在宅での生活の継続に対しての調査ということが1点ございますので、どういうサービスを何回受けとられるかということとか、御家族とか御親族から実際家庭内の介護を受けとられる回数、週に何日ぐらいは受けているというような調査が1つ、それから介護者の就労の継続についてもお尋ねするような調査となっています。そちらについては、主な介護者がどのような介護、身体介護、食事だとか排せつの介助だとかをしとられるとか、生活の援助、掃除、洗濯だとか、どのようなことをやっておられるとかということや、その介護者の勤務形態、フルタイムなのか、パートのお仕事なのかというようなところ、それから介護のために勤務の調整などをしておられるかというような調査項目が主となっています。以上です。

- **◆星見健蔵委員長** 秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 これは3年に一遍の調査でこの時期に行われるものとするならば、当初でもこういう調査するということは予定されていたことなのかな。あるいは今回補正で上がってきとるんですが、そこら辺の具合はどう受け止めとったらいいんでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。予算としては当初予算からも計上しておるところでございますけども、当初は認定調査員さんが行かれたときに、面談で調査をして調査票を持って帰るという想定だったんですけども、コロナ禍ということもありますので、調査票は置いて帰って、返信用封筒で送り返してもらうという形態に変更させていただきましたんで、この封筒だとか、郵送代の補正になります。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 はい。続けて関連ですが、この3年に一遍計画を立てるための調査というのは、この調査もそれでありますが、ほかにもあるのでしょうか、こういう実態調査というのは。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。この今回の補正の分は、実際在宅で介護されている御本人さん、家族さんへの調査でございますし、これ以外にニーズ調査というのがございまして、65歳以上の方に、ちょっともう少し大きい……対象者は元気な方と要支援の方までを対象に、いろいろなお住まいの状況だとか、世帯状況、健康状況とかもろもろの、生活全般の調査を行っております。それもなかなか全員に、項目がすごく多くなるので、分野ごとにそれぞれ有効と思われる人数で何種類か調査をかけて統計上、有意にできるような調査としております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 30 ページの下段です。これは、読み方はどうですか。行旅死亡人ということで、 この中で一番古いものは江戸時代というのがありましたですね。工事現場で、この場所とか、 この江戸時代の見分け方というのは、その辺は。ちょっと教えていただけたらちょっと興味が あるもんで。はい。
- **◆星見健蔵委員長** 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。見分け方といいますか、まず、発見された場合には遺骨は警察のほうに運ばれまして、警察で鑑定評価をされるということがあります。その際に年代ですとか、年齢ですとか、どこの骨かということをまず調査をいただくと。そのほか遺留品金品等があった場合には、それに基づいた身元確認とか、そういった捜査をされるということがありますので、基本的には警察のほうが調査をされるということになります。それで、場所のほうですけども、工事現場につきましては、県道若葉台東町線の産業道路との交差する交差点、源吉兆庵のところの工事現場ですね、はい。元はお墓だったということも聞いておりますので、その関連ではないかと考えておるところです。はい。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほか。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 債務負担行為なんですが、生活福祉課の68ページの被保護者就労準備支援事業費、それから69ページの生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費についてです。人件費の単価が上がっていて、限度額が、これ毎年毎年なので去年の分も見てみましたら、去年の分よりもこの就労支援事業費のほうが上がっていました。こっちの子どもに対する学習支援事業費は去年より下がっていました。それで、積算根拠があると思うんですが、積算根拠も示していただいて、特に学習支援事業費のほうは下がっている理由も併せて教えてください。
- ◆星見健蔵委員長 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。債務負担行為の限度額について、その積 算根拠について御質問いただきました。就労準備支援事業につきましては、人件費の増額とい うことになります。昨年度は支援員1人16万5,000円の2.6名、プラス広報支援員23万円の 0.2名ということで積算をしておりましたが、今回につきましては、支援員3名18万円という ことで単価が上がり、また、トータルの人夫というか、そういったところも若干上がったとい うことでの増額ということになります。

それで、もう1件の学習支援事業につきましては、人件費はほぼ変わってないんですが、減額となりましたのは送迎業務のほうでございまして、前回は送迎業務、法人の方が送迎するというような想定で算出をされていましたけども、今回はタクシーのほうで効率化が図れると。今年度運営しての話になりますけども、そういったところで送迎業務の効率化を図られたということで39万ほど減額になったということになります。以上です。

- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 すみません。学習支援事業の人件費は幾らですか。
- **◆星見健蔵委員長** 枡谷課長。
- **〇枡谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枡谷です。人件費につきましては、学習支援事業については、変更はありません。昨年と同じく、すみません。ちょっとお待ちいただけますか。合計では205万5,000円ほどの人件費となっております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 こういう積算根拠で大体これの限度額でということで、これから事業所を募集 していくんですが、それぞれの事業所が積算を出してこられるんですが、それについては、毎 年その範囲でちゃんとできているのかどうかという、決まってからですけれど、今度はつまり 人件費にこれだけ充てますよと言われたものがちゃんと人件費に充てられているのかどうなの かというチェックにつながるようにチェックがちゃんとかかっているのかどうかというとこな んですが。
- ◆星見健蔵委員長 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。人件費のチェックという御質問ですけども、これはあくまでも限度額ということで、来年度予算の上限額を決めて議決をいただくものでございまして、今後この後、プロポーザルとしてこの事業に参加をいただく事業者を募集していくということになります。それで、各事業者につきましてはその範囲内でまた、再度積算

をされての応募をいただくということになると思いますので、今回、限度額でいただいた人件 費が確実にその額が賄われているかというところまでの確認は今のところ予定はしておりませ ん。はい。以上です。

- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 すみません。うまく言えてなくて。これは、限度額は事業者を選んでいくため の限度額になるわけですけど、その事業者が仮に選ばれたとしたら、そこで大体出されとった 人件費がきちんとその後、人件費に充てられているのかどうかというチェックは毎年毎年、今日のこれではないですが、チェックしていく仕組みはあるんですか。
- ◆星見健蔵委員長 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。そうですね、限度額を決める際には、当然、参考見積りという形で事業者の方に見積りをいただくことになります。それで、その際の人件費につきましてその事業の実施の中で、確実に費用が賄われているかということは確認はいたしませんが、この事業を遂行するために人が確実に配置されているかということと、あと、その結果どういった支援がなされているかということで、毎月報告会を開催しまして事業の進捗については確実に管理というか、意見が言える体制を取って事業を進めておるところでございます。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 すみません。直接補正予算に関するというところではないですが、この先ほど 69 ページ、70 ページに関わるこの学習支援事業は、ごめんなさい。こども家庭課ですけれど、 福祉部に……。
- ◆**星見健蔵委員長** 福祉部だけです。
- ◆坂根政代委員 そうですか。はい。すみません。じゃあ、こども家庭課にも生活福祉課にも同じ質問になると思いますが、実際、事業内容、これまでの関連する取組というところは、同じ趣旨のものになっています。それで、実際この事業そのものを別々にやる必要があるのかどうなのか、または合同でやってもっと事業を膨らませていくということはできないものなのかどうなのか。今回の補正ではない、対象外の意見になると思いますけど、検討していただければと思いまして。
- ◆星見健蔵委員長 要望ですか。
- ◆坂根政代委員 はい。要望です。すみません。
- ◆星見健蔵委員長 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。事業の合同実施ということで、この事業さらに効果的に進めることができないかというような御趣旨の御質問だったと思います。この事業につきましては、こども家庭課の部分と全く一緒の状況、合同でやっておりまして、各教室も我々の所管する被保護世帯のお子さんですとか、こども家庭課が所管する独り親家庭のお子さん、また、人権推進課が所管する生活困窮者の方のお子さん、皆さん合同で教育を受けておるところでございます。この各部局で分けていますのが、ちょっと何というか、こちらの事情になってしまいますが、これ国からの補助金が入るものでございまして、生活困窮者支援事

業ですとか、生活保護支援事業、そういったところの各個別での補助金をいただくために、各部局それぞれで予算要求をしているというところでございます。以上です。

- ◆坂根政代委員 はい。分かりました。ありがとうございました。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですね。
- ◆坂根政代委員 はい。
- **◆星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 はい。私は審査を深めるためにお尋ねしたいんですけど、人権政策局でもね、 生活困窮者というような同じ事業、就労であったり、学習支援がありますね。これのこの対象 者ですよね、これはどのように区分していらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。
- **◆星見健蔵委員長** 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。人権推進課の所管するものとの分け方なんですが、生活福祉課のほうでは、被保護者、被保護世帯のお子さんですとか、被保護者の方を対象にしているところです。それで、生活困窮者支援事業、人権推進課のほうで所管しているのはそこに至るまでに例えばパーソナルサポートセンターで日々の生活の相談をされたりとか、家計改善をそのまま支援をされていたりとかいうことで、人権推進課のほうで把握して支援をしている方が対象になっているというところで、生活保護世帯なのか、それ以外なのかというところの大まかな分けということになります。はい。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。僕もちょっと勉強させてほしいんですけど、30ページの上段です。障害児通所給付等事業費の中で、乳児院と児童養護施設に入所している児童と、それと里親と小規模住居型児童養育事業ですね、以下里親委託児童。これの預かり状況というんですかね、どれぐらい今、おられるんですか、乳児院で預かっている乳児の数とか。結局親がいない子供ですよね、これをちょっと推移とかでも教えてもらえたら。こういうのって増えているんですか、今。乳児院とか、児童養護施設に入っている子、里親が預かって里親と暮らしている子供とそういうことを事業としているということですよね、これはね。今、4つありますね、乳児院と児童養護施設と里親とそういう里親の事業を委託事業している。これって何人くらいの子供たちが、何歳から何歳ぐらいで、それで、放課後デイサービス使うということは小学生以上になっているとこですよね。ちょっとざっくりでも教えていただいたら。これは近年、また増えているのとか、こういう子供たちが、ちょっと教えていただけたらと思いますけど、いいですかね。
- ◆星見健蔵委員長 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 障がい福祉課田川でございます。この障害児通所支援事業の、まず、今回対象にしております子供さんは、現在がお一人と、追加でお二人というような3名ではあるんですけども、全体の児童養護施設等に措置されている児童の数等になりますと、ちょっと健康こども部のほうの所管になりまして、ちょっと確認をさせていただいて、もし分かれば、また、この場でお答えをさせていただきたいと思いますが。
- ◆玉木裕一委員 また、後で来ますね、教えてください。

- ◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。
- ◆玉木裕一委員 はい。ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 29 ページ上段の障がい者成年後見制度利用支援事業費で、事業内容のところで、利用者の増に伴う報酬助成金の増額とありますが、どれぐらい増えたのかということと、これが増えた要因というのをどのように分析をされておられるのか。また、毎年この時期にこういう補正が出てきておったのかどうかもちょっと分からないんですが、例年の状況と比べて今年度の違いがどうだったのかということも併せて教えてください。
- ◆星見健蔵委員長 秋山委員、何を質問したいのか、ちょっと面倒になるけ、1問ずつ言ってく ださい。
- ◆秋山智博副委員長 はい。利用者増の内容を教えてください。
- ◆星見健蔵委員長 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。事業者増の内容でございますが、まず、これは成年後見人に対してお支払いする報酬の助成でございますが、当初は 33人ということで見込んでおりましたところが、利用が増えてきておりまして 45人程度見込むような状況になりまして、その増加分を今回補正でお願いをさせていただくような形になっております。

その増加の要因についてでございますが、これはいろんな支援が行き届いてというようなところがあろうかと思いますが、実際にその施設に入ろうと思ってもなかなか御自身できなかったりとか、そういった方がいらっしゃった。あるいはその財産管理等々でも年金等は入ってくるんですけども、御家族がそれ使われたりというようなちょっとお助けをしないといけないような状況があるっていうようなことが、いろんなところの機関が関わる中で、状況が分かって、そういったところが成年後見制度というようなことにつながって、それで、その成年後見制度を利用されて後見人等にお支払いする報酬という形で、今回補正で増額になってきてというようなところで、近年、令和2年度は全体としては29件ということだったのが、令和3年度でも40件近くになったりということで、年々増えてきているような状況でございまして、今後、また、増額の方向になってくると考えております。

以上でございます。

- ◆星見健蔵委員長 はい、秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 今の言っていただけた3年間の増加傾向ということですが、それはどういう要因があると分析されていますか。
- **◆星見健蔵委員長** 田川課長。
- **〇田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。増加の要因としましては、 先ほど申し上げたような支援が届いていって成年後見制度につながっていった事例が多くなっ てきているものかなということで考えております。以上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほかよろしいですか。それではこれで質疑を終結します。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

それではこれより議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 142 号令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第 2 号)(質疑・討論・採決)

◆星見健蔵委員長 次に議案第142号令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。よろしいですか。それでは質疑なしと認め質疑を終結します。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第142号令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 144 号令和 4 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第 3 号)(質疑・討論・採決)

◆星見健蔵委員長 それでは議案第 144 号令和 4 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第 3 号)につきまして質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第144号令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 147 号令和 4 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第 1 号)(質疑・討論・ 採決)

◆星見健蔵委員長 それでは次に議案第147号令和4年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正

予算(第1号)についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。 よろしいですか。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 不勉強ですみません。後期高齢者医療費特別会計のところで、それこそ職員人件費の実績見込みによる減ということなんですが、人件費、これは、理由をお願いします。
- ◆星見健蔵委員長 藏増次長。
- ○藏増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課藏増です。人件費につきましては、正職員と会計年度任用職員の補正になっております。正職員のほうは異動に伴いまして主任給の職員から主事級の職員になったことと、人数は変わらないんですけれども、会計年度任用職員もなんですけれども、人事院勧告を踏まえた補正予算となったために、合計で、会計年度任用職員のほうは増額補正予算なんですけれども、総額で202万6,000円の減額補正予算となったということです。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。人数は変わっていないんだけど、給与のもともとの基準額が変わったためにということですね。会計年度任用職員さんのほうは増額になったというのは、これもう別に、人数は先ほどの説明でそうやって言われたんですが、人数増やしたわけじゃないけどということですね。
- ◆星見健蔵委員長 藏増次長。
- ○藏増祐子次長兼保険年金課長 はい。会計年度任用職員さんも1名いらっしゃいますけれども、 それは1名で同じく1名ですので変わりはございません。人事院勧告でそれぞれ月額報酬の見 直しなどがなされまして、会計年度任用職員さんのほうの、横長の資料の19ページになるんで すけれども、会計年度任用職員さんは5万4,000円の増額補正となります。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。
- ◆岩永安子委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それでは質疑なしと認め質疑を終結します。 討論ございますか。よろしいですか。討論なしと認め討論を終結します。 それではこれより議案第147号令和4年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。 それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆様、ありがとうございました。

【健康こども部】

- ◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に、橋本 健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。橋本部長。
- ○橋本浩之健康こども部長 はい。失礼します。健康こども部の橋本でございます。そうしましたら、前回12月19日に御説明申し上げました議案につきましての御審査をよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただい ております。

議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 9 号) のうち所管に属する部分 (質疑・ 討論・採決)

- ◆星見健蔵委員長 それでは議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。
- ◆谷口明子委員 はい。谷口でございます。すみません。この12月補正予算案事業内容の36ページですけれども、事業の内容の中に、一番下の行ですけれども、括弧をして事業開始時点で妊娠中、令和4年4月~事業開始前に出産した方も対象とありますけれども、この点について2点伺います。この、令和4年4月~事業開始前に出産した方も対象とありますが、出産された方については分かるのですが、その出産された方の妊娠の時点では5万円の対象になるか、ならないかっていうことと、あと、もう1つ続けていいですか。1つずつ。
- ◆星見健蔵委員長 それに関わったことですか。
- ◆谷口明子委員 関わったことです。
- ◆星見健蔵委員長 はい、なら。
- ◆谷口明子委員 もう1つが、この令和4年4月からということで出産とありますが、出産されたのですけれども、死産とか、流産とかされた方にはどのような対応をされておられるか、この2点を質問いたします。
- ◆星見健蔵委員長 小野澤次長。
- ○小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。令和4年4月から出生をした方を対象ということで、出生をした方に通知を送らせていただいて5万円と5万円、両方の10万円を4月1日以降に産まれた方については支給いたします。先ほど委員さんありましたように、令和4年で出産できなかった方、妊娠はされていたんですけども、出産に至らなかった方については、4月1日以降に妊娠されていた方については5万円のみの支給になります。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 谷口委員。
- ◆谷口明子委員 では、妊娠ということで5万円、それで出産ということでの5万円はないということですか。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- ○小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。はい。 妊娠時に5万円と出産されてからの5万円という支給対象になっておりますので、出産に至ら なかった方に対しましては、妊娠されたときの5万円のみの支給となります。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 谷口委員。
- ◆谷口明子委員 国のほうからは死産、流産された方にも出産ということで、5万円支給という ことが、そういう情報をお聞きしたのですけれども、そうではなく妊娠のみということになり

ますか。

- ◆星見健蔵委員長 小野澤次長。
- ○小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。この事業ですけども、出産されたこと、妊娠されたことのみではなくて、伴走型相談支援というのも同時に行うこととなっておりまして、出産後につきましては、新生児訪問等で面談をされた方が支給の対象となってまいりますので、このたびのこの交付金につきましては、出産されてない方については妊娠されたということのみについて支給対象となります。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 谷口委員。
- ◆谷口明子委員 はい。分かりました。ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 すみません。先回聞き漏らした、またはちょっと記入をしてなかったというところだと思うんですが、同じくその36ページのことです。最後のところの事業内容の最後に、事業開始時点で妊娠中、令和4年の4月~事業開始前に出産した方も対象となっておりますが、この事業開始というのはいつ時点を指すんでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- **〇小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** はい。健康・子育て推進課小野澤です。現在 予定しておりますのは令和5年1月1日を予定しております。以上です。
- ◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。すみません。ちょっと考えがまとまらないまま言っていますが、令和4年4月からということだったら、令和5年1月は事業内だと思うんですが、この表現の仕方がちょっと理解ができなかったもんですから。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- 〇小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤です。事業開始といたしましては令和5年1月1日ですが、国としては遡及対象ということで、令和4年の4月1日から出産された方について、遡及ということで支給対象とさせていただいております。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。それではちょっと理解の確認ですけれど、事業開始はR5年の1月から、 そしてその事業開始前というのが4年の4月1日からと、こういう理解だということでしょう か。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- 〇小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。はい。 御理解のとおり事業開始は令和5年1月1日、遡及対象というのが令和4年4月以降に産まれた、出生された方ということになります。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 すみません。出生だけではなくて、妊娠中というのもその前にあるんですが、 それも対象になるという理解でよろしいでしょうか。

- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- 〇小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。はい。 令和5年1月1日現在で妊娠中の方も対象となります。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほか、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 すみません。32 ページの下段です。まず、1,682 万 2,000 円の内訳を教えてください。
- **◆星見健蔵委員長** 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。1,682 万円の内訳ということで、こちらは市立保育園 22 園分の光熱費不足見込みとして 2,450 万 8,000 円の増額と保育士等の会計年度任用職員の人件費の実績見込みによる減、768 万 6,000 円の減と、合わせて計 1,682 万 2,000 円の増額補正を計上させていただいております。以上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。この会計年度任用職員さんの人件費ということで、会計年度任用職員さんが辞められたりとか、そういう事情があってマイナスに、ここら辺の 768 万円減のいきさつというか、事情をお願いします。
- **◆星見健蔵委員長** 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 こども家庭課の山下です。この会計年度任用職員の人件費というのは、公立保育園の配置基準以外のいわゆる保育園の運営をうまく回していくために、それぞれの保育園に何名かずつ、会計年度任用職員の保育士とか、調理員ですとか、職員の人件費を組んでおります。当初予算で47人分の保育士と看護師、調理員合わせて計57人分の予算を計上しておりました。それで、その中には育休ですとか産休、そういったもので代替職員として必要な分も何名か見込んでおりました。それで、実際の配置が53名ということになりまして、その他パート職員で対応したものとかもありますので、必要なかったといいますか、産休、育休で見込んでおった部分が不用になった部分ですとか、途中で産休に入ったり、病休に入られたり、退職したりというような関係で、後でパート職員で対応したりというようなことで差額が発生したということで、合計すると768万6,000円の予算の実績見込みで減額をさせていただいているというところでございます。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。つまり、前回の委員会のときに勉強した1歳児の4.5人対1とか、それから3歳児15人に対して1っていうような、いわゆるプラスアルファで配置をしたりした保育士さんの分も含めて、配置基準以外って言われたと思うので、そういう人たちの人件費と、それから休職や、調理員さんやその他の必要な人の人件費を組んどったんだけど、産休に入られたりとかして、そこがさらに今度は、ちょっと私、加配の保母さん、加配って言うんですかね、やっぱり。保母さんの人件費、予定しとった分がいろんな事情で安くなってしまった、安くなってしまった理由は何なんでしょうか。もう言ってくださったかも分からんですけど、ごめんなさい。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。

- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。公立保育園の配置基準で必要な職員というのは、基本的には正職員と任期付短時間勤務職員とで配置をしております。その他の、先ほど申し上げたように配置基準だけでは、なかなか園を円滑に運営していくことができませんので、それ以外に会計年度任用職員の保育士を雇用して、加配というような形でちょっとプラスして園のほうに配置をさせていただいていると。それがこの会計年度任用職員の保育士であると。ただ、当初予算を組むときに、育休代替とか産休代替とかも出てきますので何人か余分に当初予算を組ませていただいていたんですけども、それが今のこの時点では多少不用の見込みが出てきたということと、併せて退職だとか育休だとか産休で、途中で人件費が必要なくなるけども、すぐに補充ができなかったりだとか、パートの職員で穴埋めをしたりしたということになって、ちょっと人件費に差が出たというようなことで、それを足していくと大体760万円ぐらいの必要ない部分の人件費が出てくるといったことでございます。はい。保育園の運営としてはきちんと運営ができております。はい。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 保育園のほうは、きちんと回っているんだけど、やっぱり回すためには育休とかそういうこと考えたりすると、プラスアルファでやっぱり採用しないとなかなか難しいというのが現実だということでいいんでしょうかね。
- **◆星見健蔵委員長** 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。はい。例えば正職員の方が 育休に入られたら任期付短時間勤務の方を募集して、そこの後に充当させていただいたり、今 度は任期付短時間勤務職員の方が産休、育休に入れば、また、任期付短時間勤務職員を募集す るんですけども、その募集をしても人が来ないようなこともあります。そういった場合は会計 年度任用職員で雇用させていただく。それで会計年度任用職員の方で、また、育休に入ったり する方がいらっしゃったら、今度はまた会計年度任用職員を募集しますけども、その会計年度 任用職員もなかなか採用できない場合には、それよりちょっと短いパートの職員さんを募集し て採用して充当させていただくというようなことで園のほうの運営をさせていただいていると いうようなとこでございます。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 私は33ページの妊娠・出産包括支援事業費についてお尋ねしたいと思います。 母子ショートと母子デイということで、この事業は、たしか無償だったと思ったんですが、こ の利用者負担金というのはありますが、これ、どういう内容でしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 森田所長。
- **〇森田誠一こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センターの森田です。申し訳ありません、最後に言われた、どこの。
- **◆西村紳一郎委員** 利用者。
- **〇森田誠一こども家庭相談センター所長** 利用者負担。はい。すみません。はい。利用者負担金というのは、産後ケア事業につきましては先ほど委員さんも言われたように、ショートステイ、それからデイサービス、アウトリーチ、訪問ですね、訪問と、あと、ママゆったりというのが

ございます。乳児の一時預かりですけども、ママゆったりの乳児一時預かりにつきましては、 補助事業の対象になっておりませんで、それで、これにつきまして負担金をいただいておると いうとこです。ほかの事業につきましては、県からの本人負担額の補助がありますので無料と いう形になっております。以上です。

- **◆星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 その負担金の内容というのは分かりますか。
- **◆星見健蔵委員長** 森田所長。
- ○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田です。ママゆったり事業につきましては、4時間までにつきましては住民税の非課税世帯が500円、それからその他世帯が1,000円になっています。それから4時間~8時間までにつきましては、住民税非課税世帯が1,000円、その他世帯が2,000円という形です。以上です。
- ◆西村紳一郎委員 はい。ありがとうございました。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 32 ページの下段ですね、市立保育園運営費というのですけど、これ、補正前の額の6億1,602万1,000円だか、これは合っていますかね。予算書見れば二十何億しかないし、事業別概要は当初にはないし、この市立保育園運営費というのが、予算書しかなくって二十何億何ぼしか出てないんで、今回補正ですけど、補正前の額というのが、ちょっと教えてください。市立保育園運営費というのは28億1,356万9,000円と当初、予算書はなっておりましてね、その辺をちょっと、合っとるのかどうか。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。先ほどおっしゃったのは、お配りしています説明資料の7ページのところになりますでしょうか。7ページの上のほうに市立保育園運営費で補正前の予算額は27億1,907万9,000円ですけども、そのうち、市立保育園の、同じ名前で市立保育園運営費として6億1,602万1,000円というのがありますので、そのうちの1つの項目ということになります。以上でございます。
- **◆星見健蔵委員長** 寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 この6億1,602万1,000円というのが、その中の項目ということですか、全体ではなしに。例えば、市立の保育園はかなり多くあって、いやいや、これがちょっと当初設計の事業別概要があればよかったんですけど、事業別概要がなくて、ここで1,682万2,000円の増額要求があって、ないもんだから予算書を見たら28億一千三百何ぼ、私立のほうは53億3,800万、これが総額だと思うんですけどね。児童福祉費。ただのちょっと記入ミスなのか、ちょっと分かりにくいもんですから。
- **◆星見健蔵委員長** 山下次長。
- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。大きな項目と小さな項目の 名前が一緒ということでありまして、市立保育園の運営費全体としては、この資料7の 27 億 1,907万9,000円ですね。はい。以上でございます。
- **◆星見健蔵委員長** 寺坂委員。

- ◆寺坂寛夫委員 結局は、事業別概要には出てなかったということですわね、このことは。市立 保育園は。そういうことでしょう、当初に。
- **◆星見健蔵委員長** 山下次長。
- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。この市立保育園の運営費の中には、正職員の人件費も 含まれていまして、そちらはこのたび事業別概要には掲載していないということで、それ以外 の管理費と会計年度任用職員の人件費は今回、事業別概要に上がっているということでござい ます。
- **◆星見健蔵委員長** 寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 非常にちょっと分かりにくい面がありましてね。やっぱり当初概要から比較したりしますんでね、当初の概要表もないということで、全体予算書の中の一部ですというのは、 ちょっとなかなか不親切な感じもしますんで、その辺また、今後考えてもらったらと思います。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。今後の要望として。そのほか。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 はい。私は、34ページの感染症対策推進事業費ですが、この補正は分かるわけでありますが、所長にお尋ねしたいんですが、今こうやって県下で1,500人というようなピークになって、まだまだ下降曲線にならない鳥取県の感染者数なんですが、今後、この対策推進事業費ですね、どのように見込まれているのか。
- **◆星見健蔵委員長** 長井所長。
- **○長井 大保健所長** これ、感染症のこの事業については国の事業になってきていますんで、国 の情報をこれからも得るしかないというところで、これから先の見込みについては、今現在、この先どういうふうに予算が動くかというのは、ちょっと今、ここでは分からないところです。 はい。申し訳ありません。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。この今のところに付随して、このPCR検査の委託料というのはどういった業者に出されているんですか。入札ですかね。
- **◆星見健蔵委員長** 雁長課長。
- **〇雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。PCR検査の委託先ですけれども、検査機関と、 あとは医療機関のほうが検査の機関となっております。
- ◆玉木裕一委員 医療機関と検査機関。
- 〇雁長悦子保健医療課長 はい。
- ◆玉木裕一委員 それは民間ですか、検査機関は。
- ◆星見健蔵委員長 勝手に2人でやらないように。玉木委員。
- ◆**玉木裕一委員** すみません。民間でしょうか、それは。
- ◆星見健蔵委員長 雁長課長。
- **〇雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。民間の検査機関もございます。
- **◆星見健蔵委員長** 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 それはどういった選定基準でされているんでしょうか、教えてください。例えば、市内に何社ぐらい検査機関と医療機関があって、どういったところにどれぐらい出されて

いるか教えてください。

- ◆星見健蔵委員長 雁長課長。
- **○雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。現在、委託をしている検査機関は2機関 ございます。鳥取市のほうが考えております検査の内容ですとか、検査体制を、お話をして、 それに対応していただける検査機関を中から選定をしております。また、医療機関につきまし ては、受診に来られた方の検査なども含めたところでの委託、検査の公費負担分ということに なっておりますので、さまざまな医療機関のほうで検査は受けていただいております。以上で す。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。先ほどのところに関連ですが、ちょっとイメージしにくいので、無料検 査場とかがありますよね。そういったところが検査機関だと思ったらよろしいんでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 雁長課長。
- **〇雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。県のほうが設定をしております無料の検査機関もございますし、鳥取市が行っているのは行政検査という形で御案内はさせていただいております。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 ありがとうございました。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 すみません。2社ってどことどことかは聞いてもいいですか。
- **◆星見健蔵委員長** 雁長課長。
- **〇雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。この場では控えさせていただきたいと思います。
- **◆星見健蔵委員長** 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 分かりました。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。雁長課長。
- ○雁長悦子保健医療課長 失礼しました。先ほど、検査機関についてはこの場では申し上げられないというふうに言いましたけれども、検査機関2社についてお話させていただきたいと思います。エフエムエルという会社と、R0という会社のほうに検査を委託しております。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 ありがとうございます。
- **◆星見健蔵委員長** 秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 すみません。細かい点です。PCR検査を受けて、初めの頃は朝受けたら 夕方には結果が出て連絡がいただけるというふうだったと思うんですが、今、このように感染 者数も500名前後と、当初の頃と比べたらかなり多いんですが、現況としてPCR検査を受け た後の結果連絡というのは、どういう状態になっとるのか聞かせていただけたらと思います。
- **◆星見健蔵委員長** 雁長課長。

- **○雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。行政検査につきましては、当日の午前中受けられた方についてはその日の夕方に結果が分かります。午後から受けられた方については翌日の朝の結果判明ということになっております。あと、県のほうの無料検査等で受けられた方につきましては、その日中に結果が出ていると思われますが、保健所のほうで何時に受けられて結果がということも把握ができておりませんが、大体その日中には、皆さんが結果を聞いておられるようには聞いております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。よろしいですか。それでは質疑なしと認め質疑を終結します。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

それではこれより議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 161 号鳥取市保健センターの指定管理者の指定について(質疑・討論・採決)

- ◆星見健蔵委員長 それでは次に議案第 161 号鳥取市保健センターの指定管理者の指定について の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。気高の保健センターの指定管理をこれから5年間、さんびるさんにするということの指定についての議案なんですが、気高保健センターの今の指定管理もさんびるさんだと思います。このさんびるさんに決めるに至った、審査員さんがおられて、何社か応募があったのかどうかとか、それぞれがどういうふうな判定があって、ここに決まりましたというものが資料として以前は出ていたような気がするんです。そうでないと、私もホームページからこのさんびるさんの事業評価書、モニタリングを引っ張り出して見たりしたんですが、令和3年度のモニタリングが上がっていて、私、ここが大きな雨漏りがあったりなんかして苦情を受けたりして、随分前ですけど担当課にお話をしたりして、その頃から苦労をして利用者さんを確保をしたりとか、運営をしておられたというのを知っているんですけど、でも、今回、ここに至った経過とか、そういうのは資料として出てこないのかなと思ったんですが、そうでないと判断するのにどうやって判断するのかなと思ったんですがどうでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- ○小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。資料のほうは作成しておりませんが、さんびるさんに今回選考に至った理由というのを申し上げさせていただきます。応募があったのはさんびるさん1社でした。この株式会社さんびるさんにつきましてはビルメンテナンス業、指定管理業、健康福祉事業を主な事業としてやっておられて、これまで指定管理者での経験や実績などから十分に業務遂行能力があって、安定した管理運営が見込まれると選考委員会のほうで評価されたために、指定管理者候補として選定させていただきました。今回議決をいただくということで、議案に上げさせていただいております。さんび

るさんにつきましては、気高保健センターは平成25年より指定管理のほうを行っていただいて、 実施事業につきましてもかなり努力をされているというところも評価されております。以上に なります。

- ◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 ほかに募集はなかったということで、今1社だったということでした。それからいろいろ工夫をしておられるというようなところでここが評価される。どういう工夫されているのかという点で評価しておられるというのはどういうことですか。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- ○小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。この施設、 プールを有しておりまして、それでプールのほうで水泳教室を行われたりとか、あと、回数券 というような制度をつくられて、リピーターの方をつくられるというような努力をされている という点が大きく、それとあと、地域の方にも利用しやすいような工夫をされているというと ころも評価の対象となっております。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 地域の方に利用しやすいというのは、例えばどういうことですか。
- ◆星見健蔵委員長 小野澤次長。
- **〇小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** はい。健康・子育て推進課小野澤です。地域の方に 利用されやすいというのが、時間の設定とか、子供さんが来やすい時間に設定されたりという ようなところが利用しやすい工夫をされているというところです。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 去年のモニタリングを見ると、子供の水泳教室は利用者さんが増えているような状況だけど、大人の水泳教室はなかなか予定通りに人が集まらなかったりとかいうことがあるのかなというふうに思ってみたりしました。私たちはこうやってやり取りさせてもらって、あとは自分でそういうのを調べて判断をするということで皆さんいいんでしょうか、というふうに思って、私は何かそういう客観的な資料を出してもらうのがいいんじゃないのかなと思うんですが、必要ないんでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 ちなみに、ここに出されている指定管理の委託料って幾らぐらいなんでしょう か。主な業務内容と併せて教えてください。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- 〇小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤です。9月議会のほうで 債務負担行為の議決をいただいております。金額といたしましては、指定管理料5年間で1億 8,031 万5,000 円になります。事業内容といたしましては、施設の管理等、施設のこの気高保 健センターの施設管理となっております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 月 300 万円ですか、ということは。かなりの高額ですけれども、これ業務内容 を、もう少し詳しく教えていただけませんか。

- ◆星見健蔵委員長 小野澤次長。
- **〇小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。債務負担行為の事業別概要のほうをまた資料提供させていただいてもよろしいでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 はい。そのほか、何かあります、この資料が提出されるまでに。でも、採決まで行かないといけんですから、今日は。岩永委員、そのほかで。
- ◆岩永安子委員 そのほか。
- ◆星見健蔵委員長 うん。そのほか。はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 委員が替わっておりまして、それと新しい委員さんがおられるので、やっぱり これから 5年間の1億8,000万からの指定管理を確認するので、やっぱり資料は丁寧に出して いただきたいなというふうに思います。
- ◆星見健蔵委員長 はい、長井所長。
- **〇長井 大保健所長** すみません。別件の話、よろしいでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 はい、どうぞ。
- ○長井 大保健所長 西村委員さんの先ほどの御質問に対してなんですけども、ここの34ページ のこの入院医療費のことだったと思いますが、コロナウイルス感染症というのは2類感染症な ので、感染症法上の位置づけとしては2類感染症なので、保険優先ですから、7割は保険のほうから出ます。それで普通の感覚と一緒ですよね。3割が自己負担になるんですけども、その3割の中で所得の高い人は2万、実際払ってもらうんですけども、その残りその3割の自己負担部分を、国では4分の3、それから市で4分の1出るというものです。

それで、ここは今、感染症法が改正の中、国の動きありますけども、ここら辺のところが今後どういう、このまま2類感染症なのか、変わっていくのか、そういうことによってここの医療費の、ここの公費負担部分っていうか、ここは制度がまた扱いが変わってきますので、今は2類感染症ということで申し上げたところで、ここの計上額はそういう意味です。これは法が変わってきて、コロナウイルス感染症の位置づけが変わってくれば、それはまた今後ということで、そこの情報はまだないという意味で申し上げたところです。以上です。すみません。失礼しました。説明不足でした。

- ◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。はい、どうぞ。さっき言っておられたこと。
- ◆岩永安子委員 そうそう。はい。債務負担行為はこういう限度額で、さっきの福祉のところでのこういう限度額で募集をしますということを確認するのが債務負担行為で、それはそれで、それで募集をしたところ、さんびるさん1社しかなかったけど、こういう今までの実績とこれからこういうふうにやっていきたいという、プレゼンテーションじゃないけど、提案内容があって、それで、それは鳥取市の募集したものと合致するのでここにしましたということなわけですよね。だから、やっぱり何か今、説明がありました。説明がありましたけど、ここがどういうふうにやっていきたいと思っとるのかとか、何かやっぱり何か紙や資料が、紙でなくてもいいんですけど、やっぱり判断する資料が提供されてしかるべきじゃないのかなと、口頭だけではなくてと思いますが、どんなもんなんでしょうか。それがあって判断できるんでないかなと私は思いますが。

- ◆星見健蔵委員長 要望としてでしょう。
- ◆寺坂寛夫委員 委員長いいですか私。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆寺坂寛夫委員 これは9月議会で債務負担行為、複数の年数にまたがる、今後ということで、 債務負担ということでしとりましてね、9月議会から進展して、12月議会でこれを公募した方 を、ここで指定するかどうかということですんで、できる範囲はある程度この項目を見ながら、 見るとかね、その辺を、前のほうの、入っていますんでね。各予算や補正予算などのときに、 大体9月にようけ指定管理者の指定とか、ほかの部署もありますし、ある程度、議員のほうで 目を通しておくということも必要なのかなと、と思いますけどね。でも、確かに新しい方は分 かりにくいでしょうけど、私はここの委員会だったから前から頭に入っていましたけど。ほか にちょっと、ちょいちょい見るということも必要かなというのはあります、前の議会のね、資 料を参考に。はい。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 確かに寺坂委員の言われるとおりだと思いますけれども、こういったところが ほかにもあるんでしょうか、こういう管理しているところが。指定管理出しているところが。 それがこの今、債務負担行為出されたときの9月議会、この出されたやつ見ているんですけど、 この事業内容が月300万円程度に値しているのかどうか、ここを自分のお金だと思って考える っていうところが大切だと思うんです。

それでもう1つのこっちのネットワーク強靭化システム、これも業者は今、こういう感じで 公募1社だったら、そこに出されたみたいな感じで、業者選定もされたんでしょうか。ちょう ど同じページに2億4,000万の。違う、これは。違いますね。すみません。それはいいです。

- ◆星見健蔵委員長 はい、執行部。はい、小野澤次長。
- 〇小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤です。債務負担行為の金額につきましては、今までの実績と委託料に関しては実績等を何年間分かを積み上げて委託料の決定をしております。ですから、ひと月300万円がどうこうっていう光熱水費等も全部含めての300万円になっておりますので、そこの適正な判断は行っております。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。そこが聞けたら大丈夫です。これが適正だという判断の下で金額をちょっと上げられていますけども、前回の5年よりも上がっていますね、これ。でも、適正だということですね。
- **◆星見健蔵委員長** 小野澤次長。
- **〇小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** はい。健康・子育て推進課小野澤です。はい。光熱水費等も高騰が続いておるような状況もございますし、あと、人件費につきましても、同じ方にずっといていただいているということもありますので、金額のほうは少し上がってきていると思います。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。この指定管理については審査会もあって、きちんと審査されておるもの

だと思いますので、私はこれでいいと思いますが、ただ、実際、岩永委員も言われましたように、委員が変わった年度については、こういうふうな応募をしたと。そして、それを適正な判断をして今回こうしているというような補足のやっぱり資料をつけるべきだということを要望しておきたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい。そのように努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいた します。よろしいですか、この件について。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 はい。それでは討論ございますか。はい。討論なしと認め討論終結します。 これより議案第161号鳥取市保健センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案 に対し賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第164号業務委託契約の締結について(質疑・討論・採決)

- ◆星見健蔵委員長 次に議案第164号業務委託契約の締結について、この件について質疑を行います。本案について委員の皆様から御質疑はございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。今回の、164 号の契約に至った経過なんですが、会社は幾つ応募があって、それでここを選ばれた理由とか、そういうことについて教えてください。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。2点御質問をいただきました。このプロポーザルの提案に何社の申込みがあったかというお尋ね、1点はそうだったと思います。まず、豊実の保育園のほう、5つの共同企業体から提案書のほうを受け取りまして、その後第1次審査がありまして、1社が失格でしたので4つの共同企業体を対象にプロポーザルによる選定委員会を開いて選定をさせていただきました。選定という理由ですけども、このプロポーザルの選定委員会ですけども、まず、要求水準書というのを設定して、それを事業者さんにお示しをした上で提案書を頂きます。それで、頂いた提案書を建築と保育の専門知識を有した外部の専門委員の方3名と、また、建築と保育の専門知識を持った内部の委員、計6名で審査をさせていただきました。審査項目としてはいろいろあるんですけども、実施体制ですとか、施工計画、あるいは施設の計画、維持管理、それと最後に提案の価格ということで、技術提案と提案価格の提案ということを出していただいて、それぞれ項目ごとに審査員が採点をして、その合計の採点結果で一番最優秀の点数を、高得点を出した事業者を最優秀提案者として決定をさせていただいたというところでございます。以上でございます。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 技術提案っていうと何となく分かるんですが、もう1つの、そっちのほうはど ういう中身なのかというの、ちょっと教えてください。それで、この会社、ここの企業体を選 んだのは、ここがこうだったから、こういう提案だったから選んだみたいなものがあれば教え てください。

- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。技術提案と価格点でございます。はい。価格点です。 はい。これはもう単純に価格が高いか安いかということで。その技術点と価格点の提案の合計 です。技術点というのは、先ほど申し上げましたように実施体制、施工計画、施設計画、維持 管理ということで、合計 14 の項目に分かれておりまして、それぞれの配点がされております。 ですので、事業者によって実施体制、施工計画が優れている事業者もあれば、施設計画のほう が優れているとか高い点を出された業者というのもありますので、それぞれ特徴があって、こ れでというこの1点で決まったというものではなくて、価格も含めた総合的な評価をさせてい ただいて、最優秀の得点を出したところに決定をさせていただいたということになります。以 上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 次の豊実と、それから倉田と、デザインだとか、基本何を保育園の中に入れなきゃいけないのかとか、人数は大体、何かたしか同じような人数だったと思うんですが、今回設計案っていいますか、そういうのも出されているみたいなんですが、そこら辺が何かそれぞれ違っているんですが、そこら辺は事業者が出されるから違ってくるのかもしれませんが、何か、何でかなというふうに思ったりしたんですが、それは事業者の個性というふうに見ればいいんですかね。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。定員も決まっていますし、 必要な保育室の数も決まっていますし、面積もほぼほぼ決まっていますので、そこで事業者さ んというのはレイアウトですとか、どういう材質を使って、例えば、省エネに関して、こうい うふうな取組をしたいだとか、敷地のレイアウトですとか、園庭のレイアウトですとか、そう いったことで事業者さんのほうが、それぞれ独自の提案を出されて、それを先ほど申し上げた 何点かの項目でそれぞれの委員さんが評価をさせていただいたということになります。以上で ございます。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほか、この件につきましてよろしいですか。それでは 質疑なしと認め質疑を終結します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第164号業務委託契約の締結についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙 手願います。

[賛成者挙手]

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 165 号業務委託契約の締結について(質疑・討論・採決)

◆星見健蔵委員長 次に議案第165号業務委託契約の締結について質疑を行います。本案につい

て委員の皆様から質疑はございますか。西村委員。

- ◆西村紳一郎委員 先ほどは建設の図面があったんですけど、これ、この場合はどこに建設される予定ですか。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。すみません。この今、図面に出ているのが新築の予定でございまして、今、現在はこの、点線を引いてないんですけども、真ん中に園庭の丸い円があると思うんですけども、それの右側といいますか、下側といいますか、そちらのほうに、今、旧の園舎がございます。はい。ちょっと旧園舎の図を載せてなかったものですから、分かりづらくて申し訳ございません。以上でございます。
- ◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。そのほかよろしいですか。岩永委員、どうぞ。
- ◆岩永安子委員 はい。こちらの倉田保育園は同じように何社応募があって、どういう状況で決めたのかというのを、同じように説明お願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。はい。何社の応募があったかということですけども、5社の応募があったんですけども、取り抜け方式というのを採用しておりまして、先に豊実保育園のプロポーザルを実施しまして、そこに2社、1社が2つの園に応募があったものですから、最初に取られたところは参加をいただかないということにしていましたので、結果的には4社での共同企業体でプロポーザルを実施させていただきました。選考の結果につきましては、先ほどの豊実保育園と同じで、同じプロポーザルの方式でやらさせていただいて、最優秀の提案者を決定をさせていただきました。以上でございます。
- ◆**星見健蔵委員長** よろしいでしょうか。そのほか、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 この全園庭が両方の施設とも芝生化って書いてあるんですが、2月オープンって、この芝生を、工事が終わってから芝生張り替えだと思うんですが、この間に芝生が植生されるのかなとちょっと疑問に思ったんでお尋ねしたいと思います。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。園庭の芝生化のことにつきましてですけども、新園舎に移行後に外構工事が行われます。その外構工事の際に園庭のほうも整備をさせていただきたいと思いますので、園庭のほうは2月より後になるということでございます。以上でございます。
- **◆星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 いや、だから、それは間に合うのかなということをお尋ねした。
- **◆星見健蔵委員長** 山下次長。
- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。すぐには芝生がきれいに生 えそろわないので、多少の時間はかかるかとは思いますけども、新園舎に移行後の外構工事の 際に芝生化のほうに取組させていただくということになります。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。よろしいですか。はい。それでは質疑なしと認め質疑を終 結します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第165号業務委託契約の締結についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

令和4年陳情第12号子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める 意見書の提出を求める陳情(質疑・討論・採決)

◆星見健蔵委員長 それでは続いて陳情審査に入ります。

令和4年陳情第 12 号子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める 意見書の提出を求める陳情につきましては、前回 12 月 19 日の委員会において継続審議するこ とになっておりました。これを踏まえて、委員の皆様から改めて質疑、御意見をいただきたい というふうに思います。はい、坂根委員。

- ◆坂根政代委員 はい。最近の新聞報道でしたけれど、来年度から、条件付だと思いますが、保育士を増員したところについては国の予算措置があるというような報道がなされておりました。そしてまた、共産党の伊藤幾子議員の一般質問にもありましたように、やっぱり保育現場は保育士を増員してほしい、こういう現状を持っておられるのではないかというふうに思いますので、私はこの陳情を採択っていうか、提案っていうんでしょうか、議会に提出してほしいというふうな意見を持っております。よろしくお願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 はい。先ほど坂根委員も言われましたけど、実は、この陳情の内容に公定価格の引上げとか、保育士等の処遇改善を図ることというのがありまして、この件についても毎回のように出されとる陳情でしてね、政府のほうもこの処遇改善には取り組んでおられると。新聞報道で見れば検討されていますんでね、十分政府のほうでは取り組んでおられるという格好で。これでははっきりと子供の30人に1人が、20人とか25人とかはっきり言われていませんけどね、なかなかそれなりの、国でも検討され、25人にされ、加配のほうの、保母のほうの支援もするとか、そういう話も動いておりますので、政府のほうではこれは現状で取り組まれているということで、別にこれを意見書上げる必要はないんじゃないかと思います。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 この予算が組まれて、どういう形で動いてくるかは本当に分からないわけです。 それで、既に例えば3歳児の15対1にしたら人件費補助があるとかいう形で、配置基準以上に やったところには補助を出すというようなものもあるわけですが、今、政府がまず考えてるこ とはどういう形なのかっていうのは、私は分からないです。基本になるのはやはり配置基準な んだと思うんです。配置基準がゼロ歳児は3人に対して保育士1人、6人に対して1人って、 つまり4・5歳児だったら30人に対して1人っていうこの基準があって、これでは駄目なので

補助金という形で対応したりっていうことを国もやっているけど、でも、根本はやっぱりこの 基準を引き上げて保育士さんを増員するということが、今いろんな施策をするに当たっても求 められていると思います。なので、政府が何考えておられるか分かりませんけど、やっぱり基 本はこの配置基準を引き上げて、保育士さん増やすということを求めるということが必要なん じゃないかと思います。

- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。谷口委員。
- ◆谷口明子委員 はい。この陳情の趣旨というところに1、国に対してというふうにあります。 それで国に対しての陳情のことなので、それで、先ほど寺坂委員さんがおっしゃられておられましたけども、国としても来年度より保育士拡充に対して補助金を拡充する方針で最終調整に入ったという報道がありまして、その拡充対象の1つは4~5歳児を見る保育士の配置、このちょうど陳情の年代の件でありますけれども、それで、子供30人に保育士1人という配置基準ですけれども、その配置基準を何とか見直しできないかということですけれども、その配置基準は変更なしで25人以上などとしている施設に対して補助金を増額し、公費で賄う人件費の助成を増やして増員を後押しするということと、あともう1つ、今問題になっている登園・降園時の人不足ということがありまして、事件も各地で起こっていますけれども、その登園・降園時などによる手助けをする支援員さんの形での配置できる新たな補助事業をつくり、保育士さんらの負担軽減をするということで、既に国ではその保育士拡充に取り組んでいるというところであります。

私もやはり保育士さんからの声、お聞きしておりまして、保育士さんが足りない、もっと欲しいという声は確かに私もいただいております。公明党としましても、その保育士の処遇改善ということでアンケートを取りまして、その意見、大変たくさんいただいています。それで、本当に保育士さん大変なのはすごく分かっているので、それを国に対して、国のほうも、公明党も言っていまして、ただ、今のところ、財政の確保が難しいということで、今のところはそういった最大限努力されての国としての対策だと思います。

ですので、その点は国に対しての陳情というふうに書いてありましたので、それは国のほうが今やっておられるところであるので、既に取り組んでいるところであるということですから、私としましては、今回の陳情には賛成はいたしかねるというふうに考えます。

- ◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。谷口委員は先ほど国のほうも取り組んでいらっしゃると言われましたが、まだ案段階です。案段階で決定ではありません。はい。それで、だからこそ、だからこそ全国市長会でも要望されておるんであれば、より現場の意見を反映させるということで、各市町村が上げていくことによって、その大きな波を起こしていくということは必要ではないかと私は思っています。

それともう1点は、やはり配置基準を上げる、公定価格を上げるということによって、保育 士そのもののやっぱり待遇改善にもなりますし、併せて配置基準を上げることによって人件費 の補助金が各市町村に来ると、こういうことにもなっているわけですから、私はぜひ鳥取市と してもこの陳情を取り上げてほしいというふうに思っております。 以上です。

- **◆星見健蔵委員長** 谷口委員。
- ◆谷口明子委員 すみません。その思いはやまやまではありますが、ただ、本当に予算がないっていうところを考えますと、反対とは言っていません。賛成しかねるというところであります。はい。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 私は坂根委員の意見に大賛成です。子育て王国とっとりとしても、国の予算がないという理由がどこまで理解されているか、無理な理由を考えるよりはできる意を考えて、未来への希望の、子供たちのための、自分の子供、孫だと思ってやっぱり将来の希望は子供たちなんで、ここに対するこういった声は一番、この基礎自治体として、子育て王国とっとりとして、自分のことだと思えばこの配置基準の見直し、処遇の改善の見直しというのも当然していくべきことなんじゃないかなと、こういったことが子育てをする上で安心安全な子供たちを生み育てられるという若者たちの希望にもなるんじゃないでしょうか。私は賛成です。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは。秋山委員、はい。
- ◆秋山智博副委員長 はい。私も意見です。保育所、このいただいている資料も一読させていただきました。やはりここにもうたわれとるとおり、保育所は両親が安心して働けるように、子供の発達と生活を豊かにする場です。その現場の皆様から4歳・5歳児の配置基準について現行では現場は大変だと、この基準を見直ししてほしいということが出とることはとても重要なことだと思いますので、今回この陳情について賛成をします。そして何としてもこの基準の改正が実現するよう引き続き取り組みたいと思っておるところです。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。それでは質疑を終結します。 それでは討論ございますか。はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。保育士基準、配置基準を引き上げるということによって、保育士さんを 増やす、それから坂根委員も言われたように人件費の補助も保障されるということで、ぜひこ の意見書、陳情を賛成したいというふうに思います。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。はい、寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 反対討論ですけど、やはりこの内容については、公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ることということも1つ気になります。昨年度からの賃金アップ等、それなりに処遇改善はずっと政府のほう行ってきておられるということもございます。また、引上げに伴う30人というのが長年あるわけですけど、やはり加配保母とかで対応したりしとるという現状もございますし、この中で幾ら下げてもまたいろいろ人員がまた要ると。新たな人員の保育士もいるということもあるでしょう。また、部屋の問題もあるでしょう。この園はかなり多くございますんで、その辺の大規模保育園の辺も鳥取市は大変あると思います。いろんな面でなかなか難しい面もあると。国のほうの状況を待つしかないと。国もそれに応えるように考えておるということですので、いろいろ処遇改善を図ることもございますんで、これでは、基本的には上げないという反対意見でございます。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それではこれで討論を終結します。

それでは採決に入ります。これより令和4年陳情第12号子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

- ◆星見健蔵委員長 はい。挙手多数です。よって本陳情は採択することに決定しました。 本陳情は意見書の提出を求めるものですので、委員会提出議案として意見書を提出すること になります。意見書案が陳情者から提出されていますが、文案、提出先について御意見ござい ませんか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 文案ってどういった意味でしょうか、文案の提出先。すみません。
- ◆**星見健蔵委員長** 意見書が出されていますでしょう。
- ◆玉木裕一委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 陳情者から、裏面。
- ◆玉木裕一委員 これですね。はい。すみません。
- ◆星見健蔵委員長 その文面でよろしいかどうか。
- ◆玉木裕一委員 文の案ですね。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆玉木裕一委員 文の案でいいかどうかっていうことですね。
- ◆星見健蔵委員長 これが提出された案ですので、これについて。それとあとは提出先ですね、 衆議院、参議院、内閣総理大臣って書いてあります、連名がずっと。ここも確認してください。 この内容でよければ、この内容でということになりますし、よろしいですか、この内容で。提 出先もよろしいですか。はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。私は文面にも賛成、そして提出先についても文面に関わる各ところが入っていると思いますので、賛成という意見です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか、皆さんも。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは意見書を案のとおりといたします。
- **〇萩原真智子議会事務局議事係主任** 委員長。すみません。事務局からよろしいでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。そうしましたら、この文案のとおりでよろしいということで一致が取れましたら事務局のほうで委員会提出議案という形で作成しまして、それをまた再度ですね、この委員会の中で確認を取っていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 はい。それはいつのことに。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 本日少し休憩時間をいただきまして、作成しましてすぐお 持ちさせていただこうと思います。
- ◆星見健蔵委員長 今日この場で。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。よろしいでしょうか。

- ◆星見健蔵委員長 はい。それでは、今からかかる。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 そうですね。今、この提案をベースに形を整えますので、はい。少し休憩をしていただいて、その間に作成いたします。
- ◆星見健蔵委員長 はい、分かりました。それではしばらく休憩したいと思います。じゃあ、ど うもありがとうございました。

午後4時11分 休憩午後4時21分 再開

- ◆星見健蔵委員長 はい、それでは再開いたします。じゃあ、事務局のほうで説明していただけます。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 失礼いたします。事務局の萩原です。そうしましたらお手元にお配りさせていただきましたのが、委員会提出議案の形に体裁を整えたものでございます。 2種類お渡ししておりますが、1つ目、赤字で訂正が入っているほうにつきましては、鳥取市議会の本会議録などと同じように、用語のほうを訂正させていただいた内容になっておりまして、見え消しさせていただいております。

それで、こちらの内容につきましては、委員会の総意でここは陳情者から出ている文案のとおりで行かれるということであれば、元に戻していただいてよろしいですので、そこにつきましては、ちょっと1つ1つ確認をいただいて御意見をまとめていただけたらと思っておりますので、御確認いただけたらと思います。お願いいたします。

- ◆星見健蔵委員長 はい。ただいま事務局から説明をいただきました。この文面に対する言葉、 平仮名を漢字にするとか、鳥取市議会としての通常使っておる、これが文面の表現の仕方であ ります。これを陳情者は陳情者なりの思いとかあって、こうされとるということもあるんだけ ど、意味が変わるようであればね、それは当然変えて提出者のとおりでいかないといけんけど も、平仮名が漢字に変わるぐらいな程度で、何ら変わらんとは思うんですが、皆さんのほうで その辺についての御意見をお聞かせください。どなたからでも。はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 子供っていう表現なんですが、子供のこの漢字ではなくて、陳情提出者が使っておられるように平仮名で大人のお供じゃありませんので、子どもというふうに平仮名で表現したいなと思います。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 結論で言えば、どちらでもいいという立場なんですが、実際、平仮名を使ってきたという経緯は、今、岩永委員がおっしゃったとおりなんです。私も人権保育ということに結構関わっておりまして、この言葉自身がやっぱり子供が供え物みたいな、そういう意味合いを持つ漢字というところがありまして、子供も1人の人間としてしっかりと見ていこうというのが人権保育でいう考え方なんで、本来は平仮名がいいかなというふうに思いますが、ただ、議会にかけるときに、やっぱり漢字がいいかなと言われたら、もう中身は変わらないので、どちらでもいいというのが立場です。すみません。

- ◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 やはりこの陳情を書かれたこの石井さんも、そういったところはしっかりと意識をされてこの文面を書かれていると思いますし、普段日常から子どもと、どもは平仮名で書かれていると思います。そういう思いも含めてこの原文のままで平仮名のほうがいいんじゃないかなと私も思います。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 はい。やっぱり鳥取市議会として意見書を提出するわけですので、議会の規 定にのっとった字句であったり、文面にすべきだと私は思っています。
- **◆星見健蔵委員長** 玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 その議会にのっとったという、そこはどこか見せていただけたら。はい。お願いします。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 すみません。それにつきましては条例ですとか、規則ですとか、明文化されたルールにはどこにもございませんで、慣例というのもちょっとおかしいですけれども、そのように。本会議録はそのように表現をしておりますが、例外もございまして、こういう思いでこの漢字を使いたいとか、そういったところをお聞きした上で、例外的に申し入れた方の表現のとおりに会議録も表現することがございますので、必ずしも絶対にルールに沿ってこの表記をしないといけないというところはございません。
- ◆玉木裕一委員 はい。ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 慣例だというのでしたら、本人提出者の気持ちは恐らくこっちの字だと思うので、こっちのほうで上げたほうがいいんじゃないかなと、そうしてほしいなと私は思います。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほかは、そのほか。はい、秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 はい。坂根委員と同意見です。人権尊重、人権の尊厳、子供も対等な一尊厳の立場にあるということで原文のほうがいいなとこう思います。したがって、子供の供を平仮名として陳情された内容で賛成をしたいなと思います。
- ◆**星見健蔵委員長** では、この提出者のとおりで行くということでいいという方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
- ◆星見健蔵委員長 反対若干名ということで、じゃあ、提出者の文面でそのようにいかせていた だくということです。
- **〇萩原真智子議会事務局議事係主任** 委員長、すみません。
- ◆星見健蔵委員長 ええ、はい。
- ○萩原真智子議会事務局議事係主任 少し確認ですけれども、子供の供の字のみをということではなくて、赤字で直したところも原文のままということの解釈になりますでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** どうですか。はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。子どもというところだけでいいと思います。そのほかは赤字で直していただいたとおりでいいと思っています。
- ◆星見健蔵委員長 はい。谷口委員。

- ◆谷口明子委員 私も同じです。
- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。私も同じです。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 私も同じです。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。じゃあ、子どもところだけ、提出者を尊重して、そこの部分だけはこの提出者のとおり、後の部分については事務局から直していただいたような形にするということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

【その他】

閉会中の継続調査申出書について

- ◆星見健蔵委員長 それではその他といたしまして閉会中の継続調査申出書についてお配りしておりますとおり、1枚物を案としてお配りしておるというふうに思いますが、議長に提出したいと思いますがよろしいでしょうか。はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 委員長、すみません。調査事件についてということで、例えば1~8までが挙がっておりますが、すみません、新人なもんで。具体的に社会福祉についてはどんな継続審査が案件としてあるのか教えていただけませんか。すみません、調査。
- ◆星見健蔵委員長 この議会が閉会になりますが。それから次の議会までの間にいろんな問題が 起きたときに急遽そういう上がってくるわけですよ。そしたら、また、臨時の福祉保健委員会 を開催するために召集かけないなあといけんということです。それで、議長宛てにそれを提出 ということにしておりますので、何かというのは分からんです。出た場合、上がってきたとき にということで、各部から。はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。了解しました。理解できました。
- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、このように議長に提出をさせていただきたいというふうに思います。 それではそのように決定いたしました。

それでは以上でよろしいでしょうか。そのほか、何かございましたら。よろしいですか。はい。

それでは以上を持ちまして福祉保健委員会を終了します。大変お疲れさまでございました。

午後4時32分 閉会

令和 4 年 12 月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、陳情審査)

日 時: 令和4年12月23日(金)

本会議終了後

場 所:本庁舎7階第1委員会室

市立病院(本会議終了後)

- 1 議案【質疑・討論・採決】
 - •議案第 151 号 令和 4 年度鳥取市病院事業会計補正予算 (第 2 号)

福祉部(市立病院終了後)

- 1 議案【質疑・討論・採決】
 - 議案第 141 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 9 号)【所管に属する部分】
 - ·議案第 142 号 令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第 2 号)
 - ·議案第 144 号 令和 4 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算 (第 3 号)
 - ·議案第 147 号 令和 4 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)

健康こども部(福祉部終了後)

- 1 議案【質疑・討論・採決】
 - ・議案第141号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)【所管に属する部分】
 - ・議案第 161 号 鳥取市保健センターの指定管理者の指定について
 - ・議案第164号 業務委託契約の締結について
 - ・議案第 165 号 業務委託契約の締結について
- 2 請願・陳情【質疑・討論・採決】

<陳情(新規)>

・令和4年陳情第12号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情

その他 (健康こども部終了後)

・閉会中継続調査申出書について・・・別紙「閉会中の継続審査申出書(案)」のとおり